

平成 26 年 2 月 14 日

各位

会社名 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名 代表取締役社長 小澤 洋介
(コード番号：7774 JQ)
本店所在地 愛知県蒲郡市三谷北通 6 丁目 209 番地の 1
問合せ先 取締役経営管理部長 大林 正人
電話番号 0533-66-2020(代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 14 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。これに伴う定款の一部変更については、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式分割及び単元株制度の採用については、定款の一部変更が臨時株主総会において承認されることを条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。また、単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）の趣旨を踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	183,925 株
今回の分割により増加する株式数	:	36,601,075 株
株式分割後の発行済株式総数	:	36,785,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	55,000,000 株

上記の株式数は、平成 26 年 1 月 31 日時点の発行済株式総数を元に算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 26 年 3 月 14 日（金）	（電子公告掲載開始日）
分割の基準日	平成 26 年 3 月 31 日（月）	
分割の効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火）	

(4) その他

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの行使価額を平成26年4月1日(火)以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成16年12月21日	100,000円	500円
第1回(い)新株予約権	平成17年3月18日	100,000円	500円
第2回(い)新株予約権	平成17年6月6日	100,000円	500円
第3回新株予約権	平成18年4月27日	250,000円	1,250円
第4回新株予約権	平成18年4月27日	250,000円	1,250円
第5回新株予約権	平成19年6月27日	200,000円	1,000円
第6回新株予約権	平成26年2月14日	380,000円	1,900円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

株式の売買後の振替手続の関係で、平成26年3月27日(木)をもって東京証券取引所ジャスダックにおける売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づいて平成26年4月1日(火)をもって当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。

単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式の買増請求)及び第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

第7条、第8条及び第9条の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

第6条の変更、第7条、第8条および第9条の新設ならびにこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>275,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式の買増請求)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、 その有する単元未満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を買増しすることを当会 社に請求することができる。
(新設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当て を受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを 請求する権利</u>
第7条～第40条 (条文の記載省略)	第10条～第43条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条第6条の変更、第7条、第8条および第 9条の新設ならびにこれに伴う条数の変更の 効力発生日は、平成26年4月1日とする。 第2条本附則は、前条の効力発生日をもって削 除する。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

以上